

「セキュア・ジャパン2008」(案)に関する意見の募集

意見提出フォーマット

内閣官房情報セキュリティセンター(基本戦略担当)あて

H20 . 5 . 22

所 属	情報セキュリティ教育事業者連絡会	(ふりがな) 氏 名()	よぎ だいすけ 与儀 大輔
(ふりがな) 住 所()	〒136-0075 東京都江東区新砂 1-6-35NOF 東陽町ビル1階 NPO 日本ネットワークセキュリティ協会内		
連絡先	(ふりがな) よぎ だいすけ 連絡担当者氏名: 与儀 大輔 電話: 03-5633-6061 FAX: 03-5633-6062 e-mail: dyogi@itpg.co.jp / daisuke.yogi@lac.co.jp		

法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

(注)上記の住所・連絡先は手続き上必要な連絡のためにのみ使用します。

該当箇所	<p>1. 第3章 第1節 政府機関・地方公共団体</p> <p>ア 政府機関 政府統一基準とそれに基づく評価・勧告によるPDCAサイクルの構築</p> <p>【具体的施策】</p> <p>ア) 政府機関統一基準の見直しの実施</p> <p>カ) 外部委託先等の情報セキュリティ対策の水準の確保</p> <p>イ 地方公共団体</p> <p>情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直し等</p> <p>2. 第3章 第2節 重要インフラ</p> <p>重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る「安全基準」等の整備</p> <p>3. 第3章 第3節 企業</p> <p>企業の情報セキュリティ対策が市場評価に繋がる環境の整備</p> <p>【具体的施策】</p> <p>ア 情報セキュリティガバナンスの確立</p>
意見内容	<p>政府機関・地方公共団体、外部委託先、企業それぞれの情報セキュリティ対策、ガバナンスレベルの評価にあたっては、『情報セキュリティ関連資格保有者の確保』を含めた情報セキュリティ専門能力を持った人材の確保・配備状況に関する指標を評価基準の一つとして頂きたい。</p>

理由	<p>ベンチマーク・モデル・ガイドラインに基づく施策や第三者評価による、システム・体制面での情報セキュリティの構築が非常に重要であることはもちろんですが、それが効果的に実施・運用され組織に定着することがより重要です。そのためには、それを支える人的リソースの育成・確保が大変に重要な要素となって来ます。</p> <p>このように、情報セキュリティに精通した人材の充足度とその実務能力の発揮による対策の実効性の確保は、政府機関、外部委託先、企業の情報セキュリティ対策レベルを測る際には欠かせない要素と考えます。そのような人材の実務能力レベルの判定の尺度として、また当人にとってのモチベーションの手段として、資格取得及び実務スキルを習得する実践的の教育受講、できればそれに対する支援や報奨も大事な施策です。</p> <p>第4章第2節に、情報セキュリティに関する資格制度の体系化についても記載されていますが、情報セキュリティ人材の育成においては、職責に応じたしかるべき資格の取得の奨励が重要であると考えます。</p>
----	---

該当箇所	<p>第3章 第1節 政府機関・地方公共団体 ア 政府機関 政府機関における人材育成 c)情報セキュリティ対策を担当する教育の検討 d)人材育成・確保実行計画の実施</p> <p>第6章 第1節 政府機関における持続的な情報セキュリティ対策の推進体制の構築に向けた基盤整備 【具体的施策】 キ)情報セキュリティ人材の重点確保</p>
意見内容	<p>教育の検討に併せて、ジョブローテーションの期間の柔軟な運用についてもぜひご検討いただきたいと思います。</p>
理由	<p>情報セキュリティに関わる分野の広がりに伴い、情報セキュリティ担当者に要求される知識内容、レベルともに広範囲になってきており、現状 2-3年で他の部署への転属が通例になっている状況では、本格的な情報セキュリティ担当者の養成は困難と考えられるからです。</p>

該当箇所	第3章 第1節 政府機関・地方公共団体 イ 地方公共団体 職員の研修等の支援
意見内容	特に情報セキュリティ担当者もしくは責任者の方に対しては、情報セキュリティに関わる「資格取得及び実務スキルを習得する実践的の教育受講」の推奨をしていただくことをご検討頂きたい。
理由	情報セキュリティに関わる分野の広がりに伴い、情報セキュリティ担当者に要求される知識内容、実務レベルともに広範囲になってきており、研修等で得た知識を客観的に評価する仕組みとしての資格取得及び実務スキルを習得する実践的の教育受講は有効と考えます。と同時に資格保有者を各自治体で保有・活用する事で、対外的な印象や効果というのも違ってくると考えます。

該当箇所	第3章 第3節 企業 企業における情報セキュリティ人材の確保・育成 ウ)客観的な高度 IT 人材評価メカニズムの構築 オ)情報処理技術者試験制度の改革 第4章 第2節 情報セキュリティ人材の育成・確保 多面的・総合的能力を有する実務家・専門家の育成 【具体的施策】 イ)客観的な高度 IT 人材評価メカニズムの構築 エ)情報処理技術者試験制度の改革
意見内容	民間団体の資格との補完関係の明確化をぜひ検討して頂きたい。
理由	情報処理技術者試験が政府主導で実施されていますが、市場には民間が開発・運営している情報セキュリティ教育及び資格が多数存在しています。情報処理技術者試験と認証する分野やレベルの違う資格や高度な教育プログラム及び実務スキルを習得する実践的の教育も存在しており、それらについてもぜひ情報処理技術者試験との関連性を整理し、相互認証を行うなどして頂くことは情報セキュリティ人材育成、資格制度の体系化及び有資格者の利便性向上の観点からもメリットが大きいと考えます。

該当箇所	第4章 第2節 情報セキュリティ人材の育成・確保 多面的・総合的能力を有する実務家・専門家の育成
意見内容	文中の「多面的・総合的能力を有する人材の育成・確保～」を「国際的に通用する・多面的・総合的能力を有する人材の育成・確保～」に変更をお願いしたい。
理由	『第4章 第3節 国際連携・強調の推進』で述べられているような、情報セキュリティ分野における国際貢献を果たしていくために、また情報セキュリティに関する知識や概念、技術と言ったものが国境を越えて存在していることを考えても、国際的に通用する知識を有する人材を育成する必要があります。 第一次基本計画にも記載のあった「国際的に通用する人材の育成」をセキュアジャパン2008において明示して頂くことに大きな意味があると考えます。

該当箇所	第5章 第1節 政策の推進体制 (1)内閣官房情報セキュリティセンター(NISC)の強化
意見内容	強化の指標として、ぜひ NISC の職員(外部からの派遣も含む)には何かしらの情報セキュリティ関連資格を全員が保有する事及び実務スキルを習得する実践的の教育受講を明文化していただきたい。
理由	米国の国家安全保障局をはじめ、各国の情報セキュリティ担当省庁においては、職員が情報セキュリティの専門家であるべきということはもはや当然の状況になってきている中、日本の担当省庁である NISC の職員も資格保有者であるべきで、かつ対外的、特に海外のカウンターパートとのやり取りにおいても国際的に通用する資格の保有の有無が日本のポジションを決めかねないということも考えていただければ幸いです。

該当箇所	第6章 第1節 政府機関における持続的な情報セキュリティ対策の推進体制の構築に向けた基盤整備 【具体的施策】 キ)情報セキュリティ人材の重点確保
意見内容	各省庁における最高情報セキュリティアドバイザー、情報セキュリティ専門家、実務担当者の確保に当たっては、確保される人材の資格保有も条件の一つにしていきたい。
理由	確保する人材の専門知識・スキルならびに実務能力に対する客観的な評価指標としての資格保有というのは非常に有効な手段と考えますし、体外的な印象も全く違ってくると思います。